

付 託 事 件 等 審 査 結 果 報 告

平成 27 年 3 月 25 日

薩摩川内市議会総務文教委員会
委員長 持 原 秀 行

1 委員会の開催日

3 月 13 日、16 日（2 日間）

2 付託事件及び審査結果

(1) 議案第 13 号 薩摩川内市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

本案については、「経済不況が続き、賃金格差や貧困が広がっている現状において、今回の給料や手当の改定は百害あって一利なしである」という反対討論が述べられ、採決の結果、起立多数により原案のとおり可決すべきものと決定した。

(2) 議案第 14 号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定について

本案については、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改悪による条例改正である」という反対討論が述べられ、採決の結果、起立多数により原案のとおり可決すべきものと決定した。

(3) 議案第 15 号 薩摩川内市情報公開条例及び薩摩川内市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について

本案は、原案のとおり可決すべきものと決定した。

(4) 議案第 16 号 薩摩川内市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

本案については、「農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法の改正に伴い、新たに手数料を定めるものであるが、法律改正の目的は農業への企業参入を進めるものである」という反対討論が述べられ、採決の結果、起立多数により原案のとおり可決すべきものと決定した。

(5) 議案第 17 号 薩摩川内市基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例の制定について

本案は、原案のとおり可決すべきものと決定した。

(6) 議案第 18 号 薩摩川内市教育長の勤務時間、休暇等及び職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について

本案については、「教育委員会の政治的中立性が損なわれるおそれのある新教育制度への移行に伴う条例改正である」という反対討論が述べられ、採決の結果、起立多数により原案のとおり可決すべきものと決定した。

(7) 議案第 19 号 薩摩川内市立少年自然の家条例の一部を改正する条例の制定について

本案は、原案のとおり可決すべきものと決定した。

(8) 議案第39号 平成27年度薩摩川内市一般会計予算のうち本委員会付託分

本案については、「本予算のうち東郷地域小中一貫校整備事業は、児童生徒にとって教育効果がどの程度あるのか疑問であり、また、自衛官募集に伴う適齢者名簿の提供は、本人の承諾なしに応じるべきではない」という反対討論が述べられ、採決の結果、起立多数により原案のとおり可決すべきものと決定した。

なお、審査の過程において、甕島国定公園の指定に伴い、人の交流が増え、ウミネコ留学への関心が高まることも考えられることから、留学制度の全島への拡大を検討するため、地元の受入体制について調査されたい旨の意見が述べられた。

(9) 議案第54号 平成26年度薩摩川内市一般会計補正予算のうち本委員会付託分

本案は、原案のとおり可決すべきものと決定した。

3 所管事務の調査結果

各課所の事務について所管事務調査を行い、調査の過程において述べられた意見・要望の概要は、次のとおりである。

- (1) 職員の定員適正化が進められているが、災害対応や救急体制の強化を求める市民の要望は高いことから、消防職員については、現在の職員数を維持していくよう努められたい。
- (2) 施設の統廃合等により、未利用の普通財産が増えることが予想されるため、今後、普通財産の売却や貸付等を進めるための体制づくりに努められたい。